

## 滋賀県養育費履行確保等事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、養育費の取決めおよび同内容の債務名義化を促進し、継続した履行確保を図るため、養育費の取決めを行うひとり親(配偶者のいない者で現に児童を扶養しているもの。以下同じ。)に対し、養育費に関する公正証書等作成に必要な経費について、予算の範囲内で滋賀県養育費履行確保等事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則(昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助の対象)

第2条 補助の対象は、申請時において滋賀県内(市を除く。)に居住するひとり親(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項または第2項に定める配偶者のいない者で現に児童を扶養している者をいう。)が負担する次に掲げる経費とする。

- (1) 公正証書の作成等に係る経費(以下「公正証書作成等経費」という。)
- (2) 離婚後における養育費請求調停(養育費増額請求調停を含む。)の申立等に係る経費(以下「養育費請求調停申立等経費」という。)
- (3) 保証会社と養育費保証契約を締結する際に必要な経費(以下「養育費保証契約締結経費」という。)
- (4) 未払の養育費に係る強制執行の申立等に係る経費(以下「養育費強制執行申立等経費」という。)

### (補助対象者、補助対象経費および補助上限額)

第3条 補助対象者、補助対象経費および補助上限額は、補助区分ごとに別表1から別表4までに定める。

### (交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号に掲げる補助区分に応じて当該各号に定める期日までに、滋賀県養育費等確保支援事業補助金交付申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りではない。

- (1) 公正証書作成等経費補助  
公正証書等を作成した日の翌日から起算して6月以内
- (2) 養育費請求調停申立等経費補助  
裁判所において養育費請求調停申立が受理された日の翌日から起算して6月以内(日本司法支援センター(以下「法テラス」という。)から実費の立替えを受けている場合にあつては、法テラスから援助の終結決定がされた日の翌日から起算して6月以内)
- (3) 養育費保証契約締結経費補助  
養育費保証契約を締結した日の翌日から起算して6月以内
- (4) 養育費強制執行申立等経費補助  
裁判所において強制執行の申立が受理された日の翌日から起算して6月以内(法テラスから実費の立替えを受けている場合にあつては、法テラスから援助の終結決定がされた日の翌日から起算して6月以内)

2 前項の申請書には、補助区分ごとに別表1から別表4までに掲げる書類を添付しなければならない。

3 前項の申請書には、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額(補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

#### (交付決定等)

第5条 知事は、交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは、交付を決定するものとし、その決定の内容を交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定により審査した結果、補助金を交付することが不相当であると認めるときは、理由を付して、滋賀県養育費履行確保等事業補助金不交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

#### (実績報告書)

第6条 本補助金の実績報告書および添付書類は、本補助金の交付申請をもって代えるものとする。

#### (交付申請の取下げ)

第7条 申請者は、第5条第1項の規定による通知を受領した場合において、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に滋賀県養育費履行確保等事業補助金交付申請取下書(様式第5号)により申請の取下げをすることができる。

#### (決定の取消し)

第8条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 虚偽その他の不正の行為により補助金の交付を受けたとき。

#### (補助金の返還)

第9条 申請者は、知事が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、知事の定める期限内に、当該補助金を返還しなければならない。

#### (標準事務処理期間)

第10条 この補助金の標準事務処理期間は、次のとおりとする。

- (1) 知事は、補助金の交付の申請が到達してから(申請内容を補正するための期間は除く)30日以内に当該申請に係る補助金の交付の決定または補助金を交付しない旨の決定をするものとする。
- (2) 知事は、補助金の額を確定したときは、確定した日の翌日から起算し30日以内に申請書に記載された口座に補助金を振り込み、交付するものとする。

(消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11条 申請者は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合(消費税等仕入れ控除税額が0円の場合を含む)には、速やかに消費税等仕入れ控除税額報告書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

なお、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第12条 申請者は、第4条の規定による交付の申請、第6条の規定による実績報告、第11条の規定による消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例(平成16年滋賀県条例第30号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(雑則)

この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項については知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年7月10日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

滋賀県養育費に関する公正証書等作成促進補助金交付要綱は廃止する。

滋賀県養育費の保証契約締結促進補助金交付要綱は廃止する。

別表1

補助区分	公正証書作成等経費補助
補助対象者 (第3条関係)	次の要件を全て満たす者 ア 児童扶養手当の支給を受けているか同等の所得水準にある者 イ 養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養している者 ウ 養育費の取決めに係る経費を負担した者 エ 養育費の取決めに係る債務名義を有している者 オ 過去に養育費の取決めに交わした同内容の文書に係る地方公共団体等による同趣旨の補助金等の交付を受けていない者
補助対象経費 (第3条関係)	ア 公証人手数料令(平成5年政令第224号)に定める公証人が受ける手数料(養育費の取決めに係る部分に限る。)および送達に要する費用 イ 公証役場に提出する戸籍謄本等の書類の取得に係る費用 ウ 離婚に係る調停申立てまたは裁判に要する収入印紙代(養育費の取決めに係る部分に限る。)、郵便切手代、戸籍謄本等添付書類取得経費
補助上限額 (第3条関係)	3万円
申請書に添付する資料(第4条関係)	ア 申請者および養育費の取決めの対象となる児童の戸籍謄本または戸籍抄本(原則申請日から1か月以内に交付されたもの) イ 補助対象となる経費の領収書等(申請者がクレジットカードの利用等によりクレジット会社を介して支払う契約を行った場合は、クレジット契約証明書)の写し ウ 養育費の取決めに交わした文書(債務名義化したものに限る。)の写し エ 通帳の写し等、振込先銀行口座の分かるもの オ 児童扶養手当証書の写し(児童扶養手当受給者の場合)または申請者の前年(1月から9月までの間に申請する場合には、前々年)の所得の額ならびに扶養親族等の有無および数ならびに所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族および数についての市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の証明書(同法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。)がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類(16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書(様式第2号))および当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。) カ その他知事が必要と認めるもの

別表2

補助区分	養育費請求調停申立等経費補助
補助対象者 (第3条関係)	次の要件を全て満たす者 ア 児童扶養手当の支給を受けているか同等の所得水準にある者 イ 養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養している者 ウ 離婚後に養育費請求調停の申立を行い、それに要する経費を負担した者 エ 過去に同一の児童を対象として、養育費請求調停の申立に係る地方公共団体等による同趣旨の補助金等の交付を受けていない者
補助対象経費 (第3条関係)	法テラスから実費の立替えを受けていない場合 ア 養育費請求調停申立に要する弁護士費用(着手金に限る) イ 養育費請求調停申立に要する収入印紙代、郵便切手代、戸籍謄本等添付書類取得経費  法テラスから実費の立替えを受けている場合 ア 法テラスへの償還金のうちアおよびイに係るもの
補助上限額 (第3条関係)	5万円

<p>申請書に添付する資料(第4条関係)</p>	<p>法テラスから実費の立替えを受けていない場合</p> <p>ア 申請者および養育費の取決めの対象となる児童の戸籍謄本または戸籍抄本(原則申請日から1か月以内に交付されたもの)</p> <p>イ 補助対象となる経費の領収書等(申請者がクレジットカードの利用等によりクレジット会社を介して支払う契約を行った場合は、クレジット契約証明書)の写し</p> <p>ウ 養育費請求調停申立を裁判所が受理したことが分かる書類</p> <p>エ 弁護士委任契約に係る契約書の写し(弁護士費用に係る補助を申請する場合に限る。)</p> <p>オ 通帳の写し等、振込先銀行口座の分かるもの</p> <p>オ 児童扶養手当証書の写し(児童扶養手当受給者の場合)または申請者の前年(1月から9月までの間に申請する場合には、前々年)の所得の額ならびに扶養親族等の有無および数ならびに所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族および数についての市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の証明書(同法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。))がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類(16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書(様式第2号))および当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)</p> <p>キ その他知事が必要と認めるもの</p> <p>法テラスから実費の立替えを受けている場合</p> <p>ア 申請者および養育費の取決めの対象となる児童の戸籍謄本または戸籍抄本(原則申請日から1か月以内に交付されたもの)</p> <p>イ 養育費請求調停申立を裁判所が受理したことが分かる書類</p> <p>ウ 法テラスへ償還した金額が分かる書類</p> <p>エ 法テラスの援助開始決定通知</p> <p>オ 法テラスの援助終結決定通知</p> <p>カ 通帳の写し等、振込先銀行口座の分かるもの</p> <p>キ 児童扶養手当証書の写し(児童扶養手当受給者の場合)または申請者の前年(1月から9月までの間に申請する場合には、前々年)の所得の額ならびに扶養親族等の有無および数ならびに所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族および数についての市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の証明書(同法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。))がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類(16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書(様式第2号))および当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)</p> <p>ク その他知事が必要と認めるもの</p>
--------------------------	--

別表3

補助区分	養育費保証契約締結経費補助
補助対象者 (第3条関係)	次の要件を全て満たす者 ア 児童扶養手当の支給を受けているか同等の所得水準にある者 イ 養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養している者 ウ 保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結している者 エ 過去に養育費保証契約に係る助成金、または他自治体若しくは団体等からの補助金、給付金等を交付されていない者
補助対象経費 (第3条関係)	養育費の取決めの対象となる児童について初めて保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する経費のうち、保証料として本人が初回に負担する経費
補助上限額 (第3条関係)	5万円
申請書に添付する資料(第4条関係)	ア 申請者および養育費の取決めの対象となる児童の戸籍謄本または戸籍抄本(原則申請日から1か月以内に交付されたもの) イ 補助対象となる経費の領収書等(申請者がクレジットカードの利用等によりクレジット会社を介して支払う契約を行った場合は、クレジット契約証明書)の写し ウ 保証会社と締結した養育費保証契約書(保証期間が1年以上のものに限る。)の写し エ 通帳の写し等、振込先銀行口座の分かるもの オ 児童扶養手当証書の写し(児童扶養手当受給者の場合)または申請者の前年(1月から9月までの間に申請する場合には、前々年)の所得の額ならびに扶養親族等の有無および数ならびに所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族および数についての市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の証明書(同法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。)がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類(16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書(様式第2号))および当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。) カ その他知事が必要と認めるもの

別表4

補助区分	養育費強制執行申立等経費補助
補助対象者 (第3条関係)	次の要件を全て満たす者 ア 児童扶養手当の支給を受けているか同等の所得水準にある者 イ 未払養育費に係る強制執行申立を行い、それに要する経費を負担した者 ウ 養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養している者 エ 過去に同一の児童を対象として、養育費に係る強制執行の申立に係る地方公共団体等による同趣旨の補助金等の交付を受けていない者
補助対象経費 (第3条関係)	法テラスから実費の立替えを受けていない場合 ア 未払の養育費に係る強制執行申立に要する弁護士費用(着手金に限る) イ 未払の養育費に係る強制執行申立に要する収入印紙代、郵便切手代、戸籍謄本等添付書類取得経費  法テラスから実費の立替えを受けている場合 ア 法テラスへの償還金のうちアおよびイに係るもの
補助上限額 (第3条関係)	5万円
申請書に添付する資料(第4条関係)	法テラスから実費の立替えを受けていない場合 ア 申請者および養育費の取決めの対象となる児童の戸籍謄本または戸籍抄本(原則申請日から1か月以内に交付されたもの) イ 補助対象となる経費の領収書等(申請者がクレジットカードの利用等によりクレジット会社を介して支払う契約を行った場合は、クレジット契約証明書)の写し ウ 未払の養育費に係る強制執行申立を裁判所が受理したことが分かる書類 エ 弁護士委任契約に係る契約書の写し(弁護士費用に係る補助を申請する場合に限る。) オ 通帳の写し等、振込先銀行口座の分かるもの カ 児童扶養手当証書の写し(児童扶養手当受給者の場合)または申請者の前年(1月から9月までの間に申請する場合には、前々年)の所得の額ならびに扶養親族等の有無および数ならびに所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族および数についての市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の証明書(同法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。)がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類(16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書(様式第2号))および当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。) キ その他知事が必要と認めるもの



	<p>法テラスから実費の立替えを受けている場合</p> <p>ア 申請者および養育費の取決めの対象となる児童の戸籍謄本または戸籍抄本(原則申請日から1か月以内に交付されたもの)</p> <p>イ 養育費請求調停申立を裁判所が受理したことが分かる書類</p> <p>ウ 法テラスへ償還した金額が分かる書類</p> <p>エ 法テラスの援助開始決定通知</p> <p>オ 法テラスの援助終結決定通知</p> <p>カ 通帳の写し等、振込先銀行口座の分かるもの</p> <p>キ 児童扶養手当証書の写し(児童扶養手当受給者の場合)または申請者の前年(1月から9月までの間に申請する場合には、前々年)の所得の額ならびに扶養親族等の有無および数ならびに所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族および数についての市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の証明書(同法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。)がある者にあっては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類(16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書(様式第2号))および当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)</p> <p>ク その他知事が必要と認めるもの</p>
--	---